公益財団法人相模原市体育協会共催等名義使用承認事務要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人相模原市体育協会(以下「財団」という。)の共催及び後援(以下「共催等」という。)の名義使用承認にかかわる事務取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(団体の範囲)

- 第2条 財団の共催等は、事業の主催者が次の各号のいずれかに該当するものについて行うことができる。
 - (1) 国、県、市町村その他の公共団体又は公共性のある法人
 - (2) 体育に関する事業を行うことを主たる目的とし、おおむね次の条件を備えている法人その他の 団体
 - ア 主催者の存在が明確であること。
 - イ 規約、会則等の定めがあり、団体意思が明らかであること。
 - ウ 堅実な活動実績を有し、事業遂行能力が十分にあると判断されるものであること。
 - (3) 企業又は営利団体(第4条第1項第2号及び第3号に該当する内容の事業を行う場合に限る。)

(共催)

- 第3条 財団は、前条に規定する法人その他の団体(以下「団体」という。)が行う体育に関する事業で、次の各号に該当するものについて共催することができる。
 - (1) 財団が経費(助成金を含む。)を負担している事業
 - (2) 財団が企画又は運営に参加している事業
 - (3) 相模原市全域を範囲とする事業
- 2 前項に定める事業に準ずるもので、財団が特に必要であると認める事業についても共催すること ができる。

(後援)

- 第4条 財団は、団体が行う体育に関する事業で、次の各号に該当する場合は、その事業に対して後援することができる。
 - (1) 全市的規模の事業内容で、特定の会員を対象としない一般公開のものであること。
 - (2) 営利を目的としない公益性のある事業内容であること。
 - (3) 入場料、観覧料、参加料等を徴収するときは、その額が適正であること。
 - (4) 公衆衛生、災害防止等について十分配慮されていること。
- 2 前項に定める事業に準ずるもので、財団が特に必要であると認める事業についても後援すること ができる。

(共催等を行わない事業)

- 第5条 次の各号のいずれかに該当する事業に対しては、共催等は行わない。
 - (1) 特定の政治活動、宗教活動に関係している事業
 - (2) 専ら営利を目的とした事業
 - (3) 特定の思想・史観・立場にくみすると捉えられる恐れのある事業
 - (4) 公序良俗に反する事業、又は社会的な悪影響を与える恐れのある事業
 - (5) その他、共催等を行うことが不適当と認められる事業
- 2 共催等の事業の実施について、申請と異なる内容が判明したとき、関係法令に違反したとき、第 7条第2項の指示若しくは条件に違反したとき、又は第7条第3項の名義の使用に違反したときは、

共催等の名義使用承認を取消すことができるとともに、以後、共催等は行わないことができる。

(申請の手続)

- 第6条 共催等の名義を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、原則として事業を実施しようとする日の10日前までに共催等名義使用承認申請書(第1号様式)に次に掲げる資料を添付し、財団に提出するものとする。
 - (1) 申請事業にかかわる実施要項及び経費の収支予算書
 - (2) その他申請事業実施にかかわる資料
- 2 前項の規定にかかわらず、財団が共催等の申請にかかわる資料を既に保有しているとき又は第2 条から第4条までの規定に該当し、共催等の名義使用の承認が明らかなときその他財団が認めたと きは、前項に規定する資料の全部又は一部の添付を省略させることができる。

(承認通知)

- 第7条 財団は、第6条の規定による申請書の提出があった場合において、その使用を承認するとき は共催等名義使用承認通知書(以下「使用承認通知書」という。)により、承認しないときはその旨 を申請者に通知するものとする。
- 2 財団は、使用承認通知書の交付にあたり、必要な指示又は条件を付することができる。
- 3 申請者は、第1項の使用承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書、図書等にも財団の名 義を記載することができない。ただし、財団が特に認めた場合はこの限りでない。

(事業報告)

第8条 申請者は、前条の規定による承認を受けて実施した事業が終了したときは、事業終了後30 日以内に事業報告書(第2号様式)を財団に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成19年2月1日から施行する。
- この要綱は、平成24年4月1日から施行する。